

災害ボランティア

◆災害ボランティア派遣を希望する人

- ・支援内容: 家屋内の片づけ、災害廃棄物の分別・搬出・運搬
- ・支援の受付は、八代市災害ボランティアセンター(9:00~16:00)へ

☎080-5065-9461 ☎080-5065-9219

☎080-5066-9189 ☎080-5068-9506

※災害ボランティア活動への参加を希望する人は、ホームページを確認ください。

■問合せ: 八代市社会福祉協議会 ☎62-8228



公衆浴場の無料入浴支援

- ◆対象者: 避難所で生活されている人や、自宅の入浴設備が被災するなどして入浴ができない人。

【実施施設】

①日奈久温泉センター ばんぺい湯(日奈久中町 316)

営業時間: 15:00~20:00 ※湯量不足により時間前終了の場合あり

休館日は、施設のホームページで確認ください。

②坂本憩いの家 元湯(坂本町鶴喰 893)

営業時間: 12:00~20:00 (受付は 19:30 まで)

休館日: 毎週火曜日

③東陽交流センター せせらぎ(東陽町南 1051-1)

営業時間: 10:00~20:00 (受付は 19:30 まで)

休館日: 毎週水曜日

④さかもと温泉センター球麗温(坂本町川嶽 1091)

営業時間: 10:00~20:00 (受付は 19:30 まで)

休館日: 毎週木曜日

※施設の都合で臨時休館になることがあります。

⑤市外の実施施設は、県ホームページを確認ください。

■問合せ: 健康福祉政策課 ☎33-4003



(市ホームページ)



(県ホームページ)

賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）

◆条件

- ・賃貸する物件の家賃が1カ月当たり次の額以内であること

単身の世帯 5.5万円以内

2人の世帯 6.5万円以内

3~4人の世帯 9.5万円以内

5人以上の世帯 13万円以内

※上記以外の条件については、市ホームページを確認ください。

◆入居期間: 最長 2 年間

- ・賃貸物件は、入居希望者ご自身で探していただきます。
- ・駐車場代、光熱水費などは入居者の負担となります。

■問合せ: 住宅課 ☎33-4122



(市ホームページ)

ホテルなどへの避難

◆対象者

被災され、ホテルなどへの避難を希望される人

◆避難先

国・県が確保するホテルなど

※状況によっては県外になるなどご希望に添えない場合があります。

◆費用

ホテルなどの宿泊費は、原則として公費負担となります。

ただし、以下の費用は自己負担となります。

- ・食費 ・宿泊税 ・入湯税 ・その他、宿泊に伴い個人で必要となる費用

◆移動

ホテルなどが送迎車を準備する場合などを除き、ホテルなどまでの移動手段は、ご自身での確保をお願いします。

◆期間

八代市の避難所が閉鎖されるまでの間で、各ホテルが受入可能な期間

◆申込み

申込フォームに必要事項を入力して申し込みください。

■問合せ: 熊本県ホテル等避難コールセンター

☎0120-325-327(9:30~17:30)

健康福祉政策課 ☎33-4003



(市ホームページ)



(申込フォーム)

り災証明書・被災証明書

【オンライン申請】

8月3日(月)より申請を受け付けています。できる限り
オンライン申請のご利用をお願いします。



(申請フォーム)

【窓口申請】

8月10日(月)より申請を受け付けています。

◆受付窓口:市役所本庁舎 1 階 多目的ホール
各支所(坂本・千丁・鏡・東陽・泉)、日奈久出張所

◆受付時間:開庁日の 9:00~17:00

◆土日祝日の受付

・8月15日(土)、8月16日(日)は、市役所本庁、千丁支所、鏡支所で受付します。(以降の土日などの受付については、決まり次第お知らせします。)

◆用意するもの

①り災証明申請書(市ホームページからダウンロード可)

※申請書は、各支所、日奈久出張所でも準備しています。



(市ホームページ)

②被害状況が確認できる写真

※り災証明書の発行にあたり現地調査を行う場合は、写真添付の必要はありません。ただし、各種申請に必要となる場合がありますので、写真の保存をお願いします。

※窓口申請は代理の人でもできますが、免許証などで窓口に来られた人の本人確認をします。

※各会場とも、窓口および駐車場の混雑が予想されます。申請期間は、十分な期間を設ける予定です。また、現地調査は先着順ではありませんので、慌てずに余裕を持って来庁ください。

■問合せ:市民税課 ☎ 33-4107

災害相談窓口

場所:市役所本庁舎 1 階 会議室 C

時間:平日9:00~17:00

■問合せ:災害相談窓口 ☎ 33-4452

災害に便乗した悪質商法に
ご注意ください

医療保険の窓口負担や介護保険の利用料の免除(11月末まで)

◆対象者:市内に居住し、次の①~⑤のいずれかに該当する被災者

①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
(り災証明書の提示不要)

②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方

③主たる生計維持者の行方が不明である方

④主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方

⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

※医療機関やサービス事業所などの窓口で口頭にて申告してください。

窓口負担や利用料が免除される保険など

・八代市国民健康保険

・熊本県後期高齢者医療

・八代市介護保険

・全国健康保険協会所管の保険(協会けんぽ)

・一部の健保組合・国保組合

※上記以外の保険についても免除となる場合があります。

■問合せ:国保ねんきん課 ☎ 33-4113

(後期高齢者) ☎ 33-4490

介護保険課 ☎ 33-4145



(市ホームページ)

各種情報サイト

(市ホームページ) (被災者支援ナビ) (ガス情報) (がいこくじんしみの



みなさんへ)



※八代市公式 SNS でも随時情報を更新しています。

小野市長から市民の皆さまへのメッセージを毎日公開しています。

